平成２９年（フ）第８４号
熊本市南区日吉２丁目９番88号
債務者　倉田喜代子
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第８６号
熊本県上益城郡山都町白小野876番地
債務者　藤川　景子
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３１号
静岡県焼津市五ケ堀之内1130番地の１　レオパレス西焼津201、旧住所静岡県焼津市小川新町３丁目２番28号
債務者　太田　兼司
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６９３号
大阪市北区長柄西１丁目１番41号
債務者　山田　　萌
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７１８号
大阪市浪速区元町３丁目９番１―804号
債務者　大野　由貴
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７８８号
大阪市西淀川区柏里１丁目12番５号　セレーノ塚本102号室
債務者　ＭＳ急便こと　西面　　信
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８１８号
大阪市淀川区野中南１丁目６番12―106号
債務者　一ノ瀬誠至
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９３９号
大阪府大東市氷野４丁目２番12号　平賀方、住民票上の住所大阪府東大阪市若江南町２丁目８番27号　豊田方
債務者　瀬戸口晃道
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６５１号
静岡市葵区四番町４番地の５
債務者　増田千惠子
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月15日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１６号
東京都東村山市恩多町２丁目38番地１サニーハイツ村野205
債務者　吉崎　宏治
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２８号
静岡市葵区大岩本町26番32号　パークサイド城北305
債務者　佐藤　文彦
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月22日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２３号
愛知県豊橋市柱一番町38番地１（201）、従前の住所愛知県豊橋市堂坂町26番地１（105）
債務者　大谷　拓也
1　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月22日午後２時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１４２号
東京都国立市東２丁目12番地の21
債務者　信太　修一
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４９号
東京都あきる野市山田803番地１アルカディアハイツ302号
債務者　村山　静江
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字下野46番地１　ハイツ南阿蘇Ｂ棟205号
債務者　黒木　　強
1　決定年月日時　平成29年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午前10時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係